

第2節 検査監理機能の充実

I 検査監理機能の充実について

金融検査に対しては、早期是正措置や金融検査マニュアルの導入などを背景に、これまで以上にその質的水準の向上や手続の透明性の向上を図り、金融行政に対する信頼を確保することが求められている。

また、金融検査マニュアルを作成・公表して以来3年が経過し、この間、保険検査マニュアル、証券検査マニュアル及び投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルが作成・公表されており、これら検査マニュアルの的確な運用確保が従来にも増して重要になってきている。

こうした要請に応えるためには、検査監理機能を充実することが不可欠であり、これまでの研修の充実、指導・審査体制の強化などに加え、検査マニュアルの的確な運用確保のため、検査立入前、立入中、立入後を通じた諸施策を充実・強化してきたところである。

II 検査立入前における施策

1. 金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編の作成

(第20節第1節II、資料20-1-6参照)

金融検査マニュアルにおいては、特に中小・零細企業等の債務者区分の判断について、その特性を総合的に勘案し判断するものとしているところである。検査に当たっても、中小・零細企業等の経営実態に応じた適切な債務者区分の確保に努めてきたところである。

しかしながら、

- ① 中小・零細企業等の経営実態の把握の際に勘案すべき事項が抽象的でわかりにくい
- ② 検査において金融検査マニュアルが機械的・画一的に適用されているのではないか

との意見も聞かれたところである。

他方、金融検査マニュアルを作成・公表して以来3年が経過し、金融検査マニュアルに基づく検査がほぼ一巡した金融業態もみられているところであり、当局における金融検査マニュアルの適用事例の集積も徐々に図られてきているところである。

こうした中、平成14年2月27日に政府から発表された「早急に取り組むべきデフレ対応策」において、経営実態に応じた検査の運用確保策のひとつとして、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの具体的な運用例を作成し、公表することが盛り込まれたところである。

こうしたことから、今般、債務者の経営実態の把握の向上に資するため、金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイント及び

検証ポイントに係る運用例からなる「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」を作成し、平成14年4月12日から5月20までの間パブリックコメントを募集したところである。

その後、当該パブリックコメント等をも踏まえ更に検討を重ね、6月28日に検査官宛通達として発出・公表したところである。

2. 検査官の教育・訓練（第2章第5節参照）

当庁においてこれまで実施してきた総務企画局主催の金融検査実務初等、中等、高等研修のほか、専門研修や事例研修に加え、2年目検査官に対するフォローアップ研修を実施するとともに、検査局においてもベテラン検査官が支店長役となる模擬査定研修を実施するなど従前より実施していた全体研修等に加え、新たに検査官に対する教育・訓練の充実強化に努めてきているところである。

3. 財務（支）局との会議等の実施（資料20-2-1参照）

13検査事務年度においても、財務局検査監理官等会議、東西ブロック会議を開催しているほか、本庁から検査指導官及び監理セクションが全国の財務（支）局に出向き、可能な限りの機会を活用して意見交換を実施し、検査マニュアルの機械的・画一的適用の防止のための方策についてその趣旨の徹底を図ったところである。

III 検査立入中における施策

1. 抽出基準の明確化（資料20-1-6参照）

金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編の作成に併せ、検査の効率性向上の観点から、被検査金融機関の資産内容に特段に問題がなく、前回検査の結果が良好と認められる場合には、与信額が一定額以下の債務者について、原則として自己査定に委ねることを金融検査マニュアル等において明確にした。

2. 検査モニター

検査立入中に、バックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させず、検査班の影響を受けない形で経営者から検査に関する意見を直接聞くという検査モニターを実施することにより、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

また、その状況は財務（支）局の検査モニターも含め、速やかに検査局長まで報告される体制となっているところである。

3. 被検査金融機関の経営陣との意見交換

立入検査の終盤において、検査班と経営陣並びに外部監査法人との間で意見交換による十分な議論を実施してきているところである。

IV 検査立入後における施策

1. 意見申出の状況 (資料 20-2-2 参照)

検査において意見の一致をみなかつた案件処理のために平成 12 年 1 月から「意見申出制度」を導入しているところである。制度導入以降、14 年 5 月末までに 13 機関より、176 事案の申出がなされている。13 機関の内訳は、銀行 7、協同組織金融機関 5、証券会社 1 となっている。申出内容は信用リスクに関するものが 161 事案、9 割と大宗を占めている。

また、申出事案のうち、申出機関の意見が適當と認められた事案は 86 事案、約 5 割となっている。

意見申出制度がより一層活用されるためには、その周知徹底に努めるとともに、当該制度を適切に運営し、意見申出状況をできる限り開示することが必要であり、13 検査事務年度においては申出事案数、審理結果等を開示しているところである。

なお、13 検査事務年度の申出状況をみると、制度導入から 3 期目となるが、事案数は 12 検査事務年度に比べ減少している。これは、12 検査事務年度において、1 機関より自己査定関係について多数の申出がなされたこと等の事情によるものである。

意見申出制度は、検査官と被検査機関の間で議論が十分尽くされていることが前提であり、検査立入中にモニターを担当するバックオフィスの幹部が被検査機関に訪問し、検査マニュアルの運用状況や検査官と被検査機関の間で議論が十分尽くされているか等について、被検査機関の経営陣から直接意見を聴取する「検査モニター」を実施するなど、種々の施策を講ずることにより、適切な検査が実施されるよう努めているところである。

2. 意見申出制度の概要

(1) 対象

12 年 1 月から「金融検査マニュアル」を適用した検査を対象に意見申出制度を試行的に実施し、その後マニュアルの整備と併せて、以下の業態にも順次導入しているところである。

(対象機関)

イ. 預金取扱金融機関

ロ. 保険会社

ハ. 証券会社

二. 投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者 (14 年 10 月 1 日以降実施する検査より対象となる予定)

(対象事案)

立入検査終了時の意見交換会において意見相違が明らかになった事項が対象となる。

なお、検査官と金融機関等との十分な議論が前提となっており、新たな論点・主張及び検査官個人に対する意見は対象外となる。

(2) 申出提出期限

立入検査終了後3日以内（土日祝日を除く）とする。

(3) 審理方法

① 全て本庁検査局（検査班とは別の専門セクション）において審理する。

② 原則として書面により実施し、必要に応じ申出金融機関等から事情を聴取する。

(4) 回答方法

検査結果通知に包含して処理する。